

# 教育委員会提出議案

## 第1号議案

豊島区教育委員会の委員の定数を定める条例の立案請求について  
上記の議案を提出する。

令和7年1月28日

豊島区教育委員会教育長 金子智雄

豊島区教育委員会の委員の定数を定める条例の立案請求について  
豊島区教育委員会の委員の定数を定める条例を制定するため、別紙のとおり総務部に立案請求する。

(説明)

豊島区教育委員会の委員の定数を5人とする条例を定めるため、本案を提出いたします。

(案)

6 豊教庶発第 号  
令和6年 月 日

総務部長

小池 章一 様

教育部長

兒玉 辰哉

## 条例の制定について（請求）

このことについて、下記のとおり、条例を制定いたしたく、立案請求いたします。

### 記

#### 1. 条例名

豊島区教育委員会の委員の定数を定める条例

#### 2. 制定の理由

近年本区では、区立小学校におけるいじめ重大事態の発生、教育委員会及び学校と保護者とのトラブル等、法的な対応が求められる事案が発生している。

こうした解決困難な事案に対し、教育委員の定数を4人から5人へ1人増員し法の専門家を加えることで、教育委員会の合意形成に法的な見識を取り入れ、適正かつ迅速な教育行政の運営を図りたい。

教育委員の定数に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条において、教育委員会は教育長と4人の教育委員をもって組織すると規定されており、同条ただし書きに、5人以上の教育委員を組織する場合には、条例を定める必要がある旨が規定されている。

以上から、豊島区教育委員会の教育委員の定数を1人増員するため、本条例を制定する。

#### 3. 条例案の概要

豊島区教育委員会の委員の定数を5人とする規定を定める。

#### 4. 施行日

令和7年4月1日

#### 5. 財政措置の必要性

教育委員の増に伴い、教育委員報酬及び通勤に係る費用弁償等について、財政措置が必要となる。

#### 6. 区議会に付議しようとする時期

令和7年第1回定例会

**7. 担当者**

庶務課庶務グループ 加藤

○豊島区教育委員会の委員の定数を定める条例

令和7年 月 日

条例第 号

豊島区教育委員会の委員の定数は、5人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。